

抽選要領（信太山墓地）

抽選日時

日時 令和8年7月3日(金)午前10時00分

場所 和泉市役所本館3階3D会議室

事前に希望区画を申請していただいたうえで、公開抽選を実施するものとします。

なお、公開抽選に参加できない場合は、当日市職員が代理で抽選を行うものとします。

希望区画の決定方法

応募時に希望の区画を1つ書いていただき、他の応募者と重複しない場合その区画に決定します。

他の応募者と希望区画が重複した場合、抽選により決定します。抽選の順番は、受付整理番号順となります。

抽選に外れた方のうち、空き区画の抽選に参加することを希望された方については、下記の抽選方法にて決定します。

なお、空き区画の抽選参加を希望しない方は、この時点で辞退扱いとなります。

抽選方法

抽選の対象になるのは、使用者が決定していない同区内（第1・2区または第3区）の空き区画すべてで、該当する空き区画には、区・号地番号が小さいものから順に抽選番号を割り当てます。

抽選参加希望者を対象に、当選数、補欠数（最大3名まで、1～3の番号を割り当てます）及び落選数の抽選玉が入った抽選機により抽選を行い、抽選番号に応じた区画で決定します（使用区画を抽選により決定する方法です）。

当選者の方

決定した区画については、変更はできませんので、区画を確認したうえで支払い手続きを行って下さい。

一度既納した使用料は還付しません。ただし、墳墓の返還等により、使用許可を取り消したときは、条例に基づき還付します。

補欠者の方

辞退者が出た場合に限り、該当区画を使用するかを、電話または通知文により意向確

認を行います。使用を希望する場合、指定期日までに使用料を市役所市民室1番窓口まで納付願います。なお、指定期日までに使用料を納付されない場合は、辞退したものとみなします。辞退された場合、次の補欠者の方に意向確認を行います。なお、一度辞退された方につきましては、補欠者の権利を失いますので、ご了承下さい。

辞退者が同時に出た場合、区・号地番号が小さい区画から補欠1、補欠2、補欠3の順となります。

抽選要領（和泉墓地）

抽選日時

日時 令和8年7月3日(金)午前11時00分

場所 和泉市役所本館3階3D会議室

事前に希望区画を申請していただいたうえで、公開抽選を実施するものとします。
なお、公開抽選に参加できない場合は、当日市職員が代理で抽選を行うものとします。

希望区画の決定方法

応募時に希望の区画を1つ書いていただき、他の応募者と重複しない場合その区画に決定します。

他の応募者と希望区画が重複した場合、抽選により決定します。抽選の順番は、受付整理番号順となります。

抽選に外れた方のうち、空き区画の抽選に参加することを希望された方については、下記の抽選方法にて決定します。

なお、空き区画の抽選参加を希望しない方は、この時点で辞退扱いとなります。

抽選方法

抽選の対象になるのは、使用者が決定していない空き10区画すべてで、該当する空き区画には、区・号地番号が小さいものから順に抽選番号を割り当てます。

抽選参加希望者を対象に、当選数、補欠数（最大3名まで、1～3の番号を割り当てます）及び落選数の抽選玉が入った抽選機により抽選を行い、抽選番号に応じた区画で決定します（使用区画を抽選により決定する方法です）。

当選者の方

決定した区画については、変更はできませんので、区画を確認したうえで支払い手続きを行って下さい。

一度既納した使用料は還付しません。ただし、墳墓の返還等により、使用許可を取り消したときは、条例に基づき還付します。

補欠者の方

辞退者が出た場合に限り、該当区画を使用するかを、電話または通知文により意向確認を行います。使用を希望する場合、指定期日までに使用料を市役所市民室1番窓口ま

で納付願います。なお、指定期日までに使用料を納付されない場合は、辞退したものとみなします。辞退された場合、次の補欠者の方に意向確認を行います。なお、一度辞退された方につきましては、補欠者の権利を失いますので、ご了承下さい。

辞退者が同時に出た場合、区・号地番号が小さい区画から補欠1、補欠2、補欠3の順となります。